

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		道路占用の許可
根拠条例・規則名		道路法
条 項		第 3 2 条 第 1 項
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>次のいずれかに該当する場合には、占用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この規則又は許可条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 市が行う道路に関する工事に支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 占用物件が交通上著しく支障があると認めるとき。</p> <p>(5) さいたま市道路占用料徴収条例の規定に基づく占用料を納付しないとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定      平成    年    月    日最終改正
備 考		